

伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業

・公募型プロポーザル実施要領・

1. 事業の名称

伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

2. 事業の目的

伊丹市（以下「市」という。）は、伊丹市ゼロカーボンシティ宣言に基づき5つの取組の方向性を掲げ、市民・事業者と一体となって取組を進めている。「移動手段の脱炭素化」の取組（取組の視点：車両を電気自動車等へ切り替えることで車両運行に伴う温室効果ガスを削減）として、民間活力を活用し、市内に電気自動車（以下「EV」という。）の充電設備（急速充電・普通充電）を導入することで利用環境の整備を行うため、EVが利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「EV充電設備等」という）を設置する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等必要な事項を定める。

3. 事業の概要

（1）事業の内容

事業者は、市施設及び市内民間施設の駐車場を活用し、EV充電設備等の設置、維持管理及び事業運営を行う。

なお、本事業の詳細は、別紙「伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業（公募型プロポーザル仕様書）」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（2）事業の期間

事業期間は、協定締結日を起点とし、市施設において最後に設置したEV充電設備等の供用を開始した日から起算して8年に達した日以後における最初の3月31日までとする。なお、事業期間終了後の取扱いは施設管理者との協議によるものとする。

4. 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。

5. 参加申請

(1) 所管課（申請書等の提出先）

伊丹市総合政策部グリーン戦略室

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1-1

電話番号：072-784-8054

E-mail：green-st@city.itami.lg.jp

(2) 日程

内 容	日 程
① 公募資料の公表	令和 6 年 2 月 16 日（金）
② 公募資料に関する質問受付期限	令和 6 年 2 月 26 日（月）
③ 公募資料に関する質問回答の公表	令和 6 年 2 月 29 日（木）
④ プロポーザル参加資格審査申請書等の受付期限	令和 6 年 3 月 1 日（金）
⑤ プロポーザル参加資格審査結果の通知	令和 6 年 3 月 6 日（水）
⑥ 企画提案書の受付期限	令和 6 年 3 月 19 日（火）
⑦ 企画提案審査の開催	令和 6 年 3 月 27 日（水）
⑧ 選定結果の公表・支援事業者の決定	令和 6 年 3 月下旬
⑨ 連携協定の締結	令和 6 年 4 月上旬

6. 参加資格

(1) 応募者の制限

次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、応募者となることはできない。

①伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けている者。

②地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当している者

③直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

④手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

⑤会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立がなされている者

⑥会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立がなされている者

⑦民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立がなされている者

⑧破産法第 18 条又は第 19 条による破産の申立がなされている者

⑨伊丹市暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び第 2 号並びに第 3 号に該当している者。

(2) 実績要件

応募者は、次の実績要件を満たす者とする。

- ① 公共施設または民間施設を対象とした EV 充電設備等の導入実績がある者

7. 公募資料に関する質問受付及び回答

公募資料に関する質問受付及び回答は、以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行う場合がある。

(1) 提出期限

公募資料の公表日から令和 6 年 2 月 26 日（月）10：00 までとする。

(2) 提出方法

「公募資料に関する質問書（様式 1）」に記入の上、そのファイルを E-mail に添付し送付すること。

① 送付先

5. (1) に同じ

② タイトル

「(提出者名) ー公募資料に関する質問書」

(3) 到達の確認方法

質問書を提出した者に対して、本市が到達確認の E-mail を返信する。

(4) 回答の公表

質問書に対する回答は、令和 6 年 2 月 29 日（木）に本市のホームページの掲載により公表する。

8. プロポーザル参加資格審査申請書等の受付及び結果通知

応募者は、以下に従ってプロポーザル参加申請書等を提出すること。

(1) 提出期限

公募資料の公表日から令和 6 年 3 月 1 日（金）13：00 までとする。

(2) 提出方法

提出書類様式に記入の上、そのファイルを E-mail に添付し送付すること。

① 送付先

5. (1) に同じ

② タイトル

「(提出者名) ープロポーザル参加資格審査申請書等」

(3) 提出書類

- ① プロポーザル参加資格審査申請書（様式2）
- ② 「6. 参加資格（2）実績要件」を確認できる契約書または協定書及び仕様書
- ③ 会社概要（様式3）
- ④ 登記事項証明書又は登記簿謄本
- ⑤ 納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの）

※法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類またはその写し

(4) 到達の確認方法

参加申請書等を提出した応募者に対して、本市が到達確認の E-mail を返信する。

(5) 結果通知

参加資格審査結果は、令和6年3月6日（水）に応募者に E-mail にて通知する。その際、企画提案書の作成に必要な応募者記号を交付する。

(6) 審査結果理由の説明請求

- ① 審査の結果、参加資格が認められなかった者は、その理由について本市に対し説明を求めることができる。
- ② 審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した翌日から起算して2日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（任意書式）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、提出は当該書面ファイルを E-mail に添付し送付することとする。

9. 企画提案書等の受付

参加資格審査を通過した応募者は、以下に従って企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

参加資格審査結果の通知を受けた日から令和6年3月19日（火）17:00までとする。

(2) 提出方法

企画提案書等の各原本1部及び当該資料データを保存した電子媒体(CD-R又はDVD-R)1部を担当部署へ郵送または持参により提出すること。

なお、見積書については次のとおり封筒に入れ、表面に事業名及び応募者名を記入し封印した上で提出すること。

封筒 表

伊丹市長 様

事業名 伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

封筒 裏



・印については、代表企業の印を用いること。

(3) 提出書類

- ① 実績報告書（様式4）
- ② 事業工程（様式5）
- ③ 実施体制表（様式6）
- ④ 企画提案書（様式7～様式11）
- ⑤ 見積書（様式12）

(4) 企画提案書等の変更等の禁止

企画提案書等の変更、差替え及び再提出は認めない。また、理由の如何に関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

(5) 公募資料等の承諾

応募者は、企画提案書等の提出をもって、公募資料等及び追加資料（公募資料に関する質問回答書）の記載内容を承諾したものとする。

(6) 著作権

企画提案書の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、本市と応募者による協議の上、必要な範囲において本市が公表等を行うことが出来るものとする。

10. プレゼンテーション及びヒアリング

応募者は、提出した企画提案書等について、審査機関に対しプレゼンテーションを行うものとする。また、プレゼンテーション後、審査機関は企画提案書等の内容についてヒアリングを実施する。なお、詳細については企画提案書を提出した応募者に対して、後日通知する。

11. 公募型プロポーザル企画提案書作成要領

伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業（公募型プロポーザル仕様書）（以下「仕様書」という。）の内容を理解したうえで、以下の視点に基づき企画提案書を作成するものとする。

- (1) 事業実績・・・様式 4
- (2) 事業工程・・・様式 5
 - ①本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュールなども併せて示すこと。
 - ②事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう EV 充電設備等の規模を提案すること。
- (3) 事業実施体制・・・様式 6
 - ①本事業での業務実施体制を示すこと。
- (4) 設備の設置・・・様式 7
 - ①市施設への設置可能性調査について、実施方法を示すこと。
 - ②本事業で使用する EV 充電設備等の設計や施工の方針を示すこと。
- (5) 運営管理・・・様式 8
 - ①本事業期間中は事業者の責任において、EV 充電設備等の維持管理及び運営を行うものとしていることから、その期間における維持管理及び運営の方針、方法を示すこと。
 - ②事業者は、EV 充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとしていることから、電気料金の負担の方法等を示すこと。
 - ③契約満了後の EV 充電設備等の取り扱いの方法について示すこと。
- (6) 利用方法・・・様式 9
 - ①事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が提案するものとしていることから、設定する利用料金の考え方について示すこと。また、EV 充電設備等の利用方法を示すこと。
- (7) 問い合わせ対応・・・様式 10
 - ①トラブル等緊急時の対応についてその方法を示すこと。
- (8) その他・・・様式 11
 - ①EV 充電設備等を災害時のレジリエンスの強化に資する提案があれば積極的に提案すること。
 - ②本市は、ゼロカーボン・ドライブについて広く市民に対して普及啓発を図ることとすることから、これに資する提案があれば積極的に提案すること。
 - ③市内民間施設への EV 充電設備等の普及に資する提案があれば積極的に提案すること。
 - ④その他当該事業の目的に資する提案があれば積極的に提案すること。
- (9) 費用負担・・・様式 12
 - ①伊丹市庁舎駐車場での EV 急速充電器（50kW）1 基の設置後の運営にかかる本市負担費用の年額を示すこと。（別添図面参照）

12. 審査方法

(1) 審査機関

応募者から提出された企画提案書等について、本市が設置する伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において評価・審査し候補者を選定する。

(2) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、以下に示すとおりである。

審査項目			審査基準	配点	様式 番号
非価格 要素	事業 主体	事業実績	同等又は類似事業の実績を有しているか。	10	様式 4
	事業 計画	事業工程	業務の全体像やスケジュールが具体的に示されているか。 経済的合理性のある提案となっているか。	5	様式 5
		事業実施 体制	事業実施に当たって適切な体制がとられているか。	5	様式 6
	企画 提案	設備の 設置	設置可能性調査の手法は適切か。 受電設備の変圧器容量、契約容量を考慮した設計であると見 込まれるか。 EV 充電設備等と車が接触しづらい設計であると見込まれる か。 設備に故障や異常が生じた場合、ほかの電気系統に波及しな い設計であると見込まれるか。建物や既存の系統・配管等に 損傷を与えない施工方法であると見込まれるか。	20	様式 7
		運営管理	設備・維持管理の方法は具体的で、かつ、市並びに民間施設 に負担を与えないものとなっているか。	15	様式 8
		利用方法	設定する利用料金の考え方は適切か。 決済方法を含め、操作方法等、利用しやすいシステムが構築 されているか。 充電器の場所（充電スポット）を容易に検索できる環境は整 っているか。	15	様式 9
		問い合わせ 対応	トラブルが発生した場合の体制が整えられているか。 災害や事故発生時の対応について、市に過度の負担を与えな いものとなっているか。	10	様式 10
	その他		災害時のレジリエンスに資する提案はあるか。また、その内 容は優れたものか。 ゼロカーボン・ドライブに関する普及啓発に資する提案はあ るか。また、その内容は優れたものか。 市内民間施設への EV 充電設備等の普及に資する提案がある か。また、その内容は優れたものか。 その他優れた提案はあるか。	10	様式 11
価格要 素	費用負担	市の費用負担が小さくなる仕組みを取り入れているか。	10	様式 12	
	合 計			100	

(3) 得点化方法

①非価格要素

非価格要素における各審査項目の評価点は、以下に示す採点基準により審査会の委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。

評価	採点基準	得点化方法
A	優れている	(配点 × 1)
B	AとCの間	(配点 × 0.75)
C	要求水準を満たす程度	(配点 × 0.5)
D	CとEの間	(配点 × 0.25)
E	劣っている	(配点 × 0)

②価格要素

価格要素における審査項目の評価点は以下に示す計算方法により得点化する。なお、評価点は小数点第3位を四捨五入した値とする。

審査項目	配点	得点化方法
EV 急速充電器	10	評価点 = (配点) × (参加事業者中の最低提案費用) ÷ (事業者の提案費用)

(4) 候補者の決定

(3) で求めた各審査項目の評価点合計が最も高い応募者を本事業実施の候補者とする。

ただし、審査の結果、各審査項目の評価点合計が 50 点に満たなかったとき応募者については要求水準未達とし、候補者の選定から除外する。

合計値が最も高い提案が複数ある場合は、審査項目の「企画提案」の合計値が最も高い応募者を候補者とし、審査項目の「企画提案」の合計値も同点の場合は、事務局職員が応募者の代わりにくじを引き候補者を決定する。

また、候補者決定から協定の締結までに「6. 参加資格 (1) 応募者の制限」に示す要件に該当した場合、候補者の決定を取り消すこととする。

(5) 結果通知

参加資格審査結果は、決定後速やかに本市のホームページの掲載により公表する。

13. 協定の締結

(1) 手続き

候補者の決定後、本市との間で速やかに企画提案書や協定内容等について協議を行い、協議が整い次第、協定の締結手続きを行う。

なお、本市と候補者との協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行うこととする。

(2) 締結期間

協定の期間は、協定締結の日から事業期間の終了日までとする。

14. 失格事項

応募者または提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限、提出方法等が、本実施要領に適合しないとき
- (2) 虚偽の申請により参加資格を得たとき
- (3) 審査会の設置から審査結果の公表までの期間に、当該審査会の委員に対し、接触等の働きかけを行ったとき
- (4) 候補者の決定までの間に「6. 参加資格 (1) 応募者の制限」に示す要件に該当したとき
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに欠席したとき

15. 応募の辞退

プロポーザル参加資格審査申請書を提出した応募者は、企画提案書等の提出期限までは、随時、応募を辞退することができる。

応募の辞退を希望する応募者は、以下に従って辞退届を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月19日(火) 17:00 までとする。

(2) 提出方法

提出書類様式に記入の上、そのファイルを E-mail に添付し送付すること。

① 送付先

5. (1) に同じ

② タイトル

「(提出者名) ー 辞退届」

(3) 提出書類

① 辞退届 (様式 13)

16. その他

(1) 応募に関する留意事項

本プロポーザルの応募に係る経費は、全て応募者の負担とする。

(2) プロポーザルの中止等

本事業のプロポーザル手続きに関して、本市が必要と認めたときは、プロポーザルの執行を取り止めることができる。

(3) 担当部署

本事業のプロポーザルに係る事務は、次の者が取り扱うものとする。

伊丹市 総合政策部 グリーン戦略室（市役所 3 階）

郵便番号 664-8503

住 所 兵庫県伊丹市千僧 1-1

電 話 072-784-8054

E-mail green-st@city.itami.lg.jp